

平成24年度第3回入札監視委員会議事概要

開催日時及び場所	平成24年12月5日(水) 海上保安庁会議室(11階)																	
委員	委員長 平野 廣 和 ;中央大学総合政策学部教授 委員 杉本 洋 文 ;東海大学工学部建築学科教授 委員 伊藤 文 夫 ;弁護士																	
抽出案件	<table border="1"> <tr> <td>工事</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>(小計)一般競争</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td> 公募型及び工事希望型指名競争</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 指名競争</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 随意契約</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>建設コンサルタント業務等</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>物品又は役務等</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>20件</td> </tr> </table>	工事	4件	(小計)一般競争	4件	公募型及び工事希望型指名競争	-	指名競争	-	随意契約	0件	建設コンサルタント業務等	3件	物品又は役務等	13件	合 計	20件	<p><備考> 委員会開催にあたり 委員長に平野 廣和 委員 を選任した。</p>
工事	4件																	
(小計)一般競争	4件																	
公募型及び工事希望型指名競争	-																	
指名競争	-																	
随意契約	0件																	
建設コンサルタント業務等	3件																	
物品又は役務等	13件																	
合 計	20件																	
委員からの意見・質問、それに対する海上保安庁の回答等	意見・質問	回 答																
	別紙のとおり	別紙のとおり																
委員会による意見の具申又は勧告の内容	<p>予定価格の作成時に1者から見積書を徴取し、その業者が落札するという流れを作ると、公正に入札が行われているか疑問視されるので今後注意すべきである。</p>																	

別 紙

委 員	海 上 保 安 庁
<p>1. 入札・契約手続の運用状況及び指名停止運用状況並びに入札結果等</p> <p>特になし</p>	
<p>2. 抽出事案の審議</p> <p><工事：一般競争契約> 「デジタル基地局等整備工事」「海上安全情報提供システム等整備工事」「昆布森送信所ほか2箇所通信設備耐震・災害対策工事」 」(一管区)</p> <p>広範囲のエリアであるにもかかわらず、公告を10日としたのは何故ですか。小さな業者はできないですね。法律的にはいいのは分かっていますよ、ただ特殊な状況なのに、期間として無理があるのではないですか。</p> <p>積算するときに参考見積書はどこから取りましたか。</p> <p>複数者から見積りをとって見積りを取る先が、技術力等に対応できる業者が少ないから、少数での入札になると言うけれども、複数に見積りを求めれば、対応出来ない者は見積りを出せないのだから、出してくる者に対応できるということでしょう。</p> <p>少し検討した方が良いかもしれませんね。</p>	<p>公告は10日間ですが、それから入札日までにはしばらく期間があると思います。開札までには2週間以上空けています。</p> <p>2者から取りました。</p> <p>工事で使う材料については個々になるので、見積書を提出してくれる業者さんは多くいます。</p> <p>全体見積りは声はかけるんですが、実際見積りにあたっては作業もかかるので、見積り依頼を承諾してくれる業者はそんなにいません。</p> <p>調査をした上で、改善点やどうすべきか含めて時間を頂きたいと思います。</p>
<p><工事；一般競争契約> 「伊予深浦港荷簷鼻灯台改良改修工事」(第</p>	

<p>六管区)</p> <p>私の気になった疑問は、今の回答書でそれなりにわかりました。現場の特殊性、それから起重機船や船舶が不足しているという状況もわかりました。</p> <p>現況の写真をみていると建替えないといけな いようには見えないのですが、灯台の建替は何 年で行うという基準があるのですか。老朽化によ り建替が必要と判断するにあたり、どのような調 査をして、どのように判断したのですか。</p>	<p>状況としましては、鉄筋が腐食し、内壁に錆 汁が垂れており、どこからの浸水かは判りませ んでしたが、点検の度に、雨水・海水が、管制 器室内に10cm以上溜まっているような状態 で、過去に防水補修を施しているのですが、 改善がみられないような状況でありました。 灯台を設置した昭和 41 年から 46 年経ってお り、耐用年数はまだ経過していないものの、そ ういった状態であることから建替を選択しまし た。</p> <p>この現場の設計波高は10m以上あり、完全 に越波してしまうため、現場で工事を行うため の仮設物についてもかなり強固に作る必要が あり、また、荒天の度に工事を中断する必要が でてくるなど、現場にかかる経費が大きくな ってしまうこととなり、結果として、建替えた方 が安くなるというような試算となったため、建替 を選択しました。</p>
<p><コンサルタント；一般競争契約> 「富津送信所ほか6箇所通信施設耐震診断業 務」「新島ロランC局ほか1箇所施設撤去調査設 計」「玉城送受信所ほか5箇所総合耐震診断」 (三管区、十一管区)</p> <p>競争性確保のため、対象業者の範囲は広げ ていますが、公告期間を長くするということを検 討してはどうですか？</p>	<p>可能性は高くなると思いますが、一概には 言えないと思います。</p>

<p>期間が決まっているわけではないのですか。</p> <p>最低日数が決まっているなら、それより長く検討する時間を与えてもいいのではないのですか。</p> <p>競争性を確保する手段の一つになりうるのではないかと思います。</p>	<p>国土交通省からの通達で土日を入れずに10日間ということで決まっております。</p> <p>受注者にとって余裕のある見積り期間をおくというのはその通りだと思います。</p> <p>工期的に余裕があるものについては今後検討していきたいと思っています。</p>
<p><物品；一般競争契約> 「小型貨物自動車1台買入(千歳)」(第一管区) 「小型貨物自動車買入(第七管区)」 「小型貨物自動車6台買入(第十一管区)」</p> <p>値引きがあったので、落札率に影響したのですか？</p> <p>では、管区ごとに同じ土俵ではないということですか？</p> <p>メーカーを限定してますか？仕様書は、細かい内容になっているようですが？</p>	<p>車両価格約200万に対し、見積もり額が170万円である。そのうえ、参考見積もりの下取り価格が20万円のところ、落札では40万円となっていますので、これらが落札率に影響しました。</p> <p>北海道では陸送という形で条件は同じであるが、七・十一管区では、離島であり陸送以外の輸送費が発生します。</p> <p>競争参加資格も全等級としており、複数のメーカーの車種も仕様合致しており、メーカーは限定しておりません。仕様書は、業務の使用目的に合わせ、作成しております。</p>
<p><物品；一般競争契約> 「レーダー映像圧縮装置1台ほか7点製造」ほか9件(本庁)</p> <p>基本的に1者しかできないものか。</p>	<p>レーダーを製造している業者であれば製造は可能である。</p>

<p>製造段階からのお知らせといったものはあるか。</p>	<p>それはない。意見招請で海上保安庁として要求する機能を示し、製造できる業者はどこかということを知っている。</p>
-------------------------------	---

<p>審議の結果</p>
<p>入札・契約手続きに関し、公正に進められていると判断いたします。</p>

抽出案件に関する主な説明

抽出契約件名 : 「デジタル基地局等整備工事」
 : 「海上安全情報提供システム等整備工事」
 : 「昆布森送信所ほか2箇所通信設備耐震・災害対策工事」

抽出理由	説明
<p>・入札参加者が1～2社と少ない理由。</p>	<p>「デジタル基地局等整備工事」 本工事は、無線電波を使用する新型デジタル送受信機(19箇所)の設置とそれらを専用ネットワークで結び、多拠点からの遠隔制御(本部など14箇所)を実現するシステム構築とその関連工事である。</p> <p>「昆布森送信所ほか2箇所通信設備耐震・災害対策工事」 本工事は、無線海岸局(3箇所)で使用している遠隔操作無線機を換装するものである。</p> <p>それぞれの工事における遠隔制御は、マイクロ多重・搬送端局装置(新旧型混在)、IP-VPN回線、NTT専用線が複雑に組み合わされた専用ネットワークを経由し、かつ、当庁独自仕様の遠隔制御装置を使用して実現するものである。 そのため、無線通信及びネットワーク伝送にかかる幅広く高度な知識を必要とし、かつ施工箇所が広範囲となったことから対応できる業者が限られたものと推察する。</p> <p>「海上安全情報提供システム等整備工事」 本工事は、道内の航路標識(17箇所)で観測している気象情報を、FOMAネットワーク及び庁内ネットワークを使用して、第一管区海上保安本部及び海上保安部(8箇所)で収集し、各標識既設機器の監視制御を行うための機器を設置するものである。</p> <p>通信用機器の設置にあたっては、無線、測定器類操作のための知識技能及びネットワークに関する知識が必要となる。また、監視制御等を実施するために試験弾器ヘラッピングという施工方法を用い信号ケーブルを巻きつけて配線するため、熟練した弱電配線技能が必要となる。 この様な無線通信、配線技能、ネットワークの多分野の作業を行うためにはその全てについて知識技能を有した技術者が必要となり対応出来る業者が限られたものと推察する。</p>

・落札率が高止まりの傾向にある理由。

「デジタル基地局等整備工事」
「昆布森送信所ほか2箇所通信設備耐震・災害対策工事」

(共通)

予定価格の作成にあたっては、「国土交通省土木工事標準(共通編)(電気通信編)」、「積算資料」等の一般に販売されている資料を数多く使用しており、一部資料にないものは参考見積書を徴取している。

「デジタル基地局等整備工事」

落札金額と予定価格の内訳書を比較したところ、材料費、労務費等については大きな差はなかったが、旅費と現場管理費については差が大きかった。

旅費と現場管理費の差は大きいですが、相殺され総額では予定価格に近い落札額となったものと推察される。

「昆布森送信所ほか2箇所通信設備耐震・災害対策工事」

落札金額と予定価格の内訳を比較したところ、直接工事費、現場管理費、旅費について比較的大きな差が認められ、このうち現場管理費及び旅費については、上記の「デジタル基地局等整備工事」と同様の傾向であった。

「海上安全情報提供システム等整備工事」

予定価格の作成にあたっては、「国土交通省土木工事標準(共通編)(電気通信編)」、「積算資料」等の一般に販売されている資料を数多く使用しており、一部資料にないものは参考見積書を徴取している。

また、落札金額の内訳と予定価格の内訳を比較したところ、材料費、労務費等については大きな差はなかったが、旅費、機器管理費及び現場管理費については差が大きかった。

結果、旅費、機器管理費及び現場管理費のそれぞれの差が相殺されたことにより総額では、予定価格に近い落札額となったものと思料される。

そ の 他	説 明
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の算定の考え方 	<p>予定価格の作成にあたっては、海上保安庁土木工事標準積算基準および、市販されている平成23年度国土交通省土木工事標準積算基準、積算資料等を参考とした。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場調査の状況 	<p>市販されている建設物価、積算資料等の積算参考図書に掲載されていない工事に使用する物品等の価格については、複数者（2者以上）から見積書を徴取した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性を確保するための方策 	<p>入札公告を掲示板への掲示に併せ、第一管区海上保安本部ホームページにも掲載した。また、入札参加者が少数となることが見込まれたことから、一層の競争性の確保のため入札参加資格を拡大した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の対応 	<p>工事の性格から、直ちに分割契約や参加業者の拡大を行なうには難しい面もあるが、より多くの入札参加が可能となるよう、今後とも他機関発注工事の情報収集を行うとともに、仕様や入札条件を精査するなど、適正な入札に努めたい。</p>

抽出案件に関する主な説明

抽出契約件名 : 「伊予深浦港荷簾鼻灯台改良改修工事」

抽出理由	説明
・落札率が高止まりの理由。	<p>本契約は、発注前に現場調査を入念に行うとともに、付近の起重機船等在籍状況についても調査を行い、鋼製灯塔の製作費については、3者から見積を取得、積算は、それらを反映し、現場条件にあわせたものとしたことから、落札額と差が少なかったものと思料する。</p> <p>なお、落札業者の内訳を徴取し比較を行ったところ、直接工事費については、すべての項目を満たしており、差額は約9%、率計上による経費（共通仮設費、現場工事費、一般管理費等）の差額は約15%業者見積の方が高価であった。一方、船舶費用については、作業日数は同一であるものの、約42%業者見積の方が安価であった。</p> <p>この差額が生じた理由について、請負業者に聞き取りを行ったところ、各工事費用、経費については、市販の積算基準の体系を参考とし、実際にかかる費用と比較精査しながら計上し、船舶費用については、現場が会社の目の前であり、また所有船のみですべて実施可能なことから、入札に望んだものであるとのことであった。</p>
・1者入札なのはなぜか。	<p>本契約の工事場所は、愛媛県南端の南宇和郡愛南町海岸沿いの切り立った絶壁下であり、工事はすべて海上から実施しなければならず、起重機船等船舶が必要であるが、以下のとおり、作業船舶所有業者の少なさ、立地条件の悪さ、船舶所有協力会社不足などの理由により、1者入札になったものと推察する。</p> <p>・宇和島・愛南地区の一般競争参加有資格者（建設業）5者のうち、船舶を所有しているのは、請負業者のほか1者のみであり、所有しているもう1者は、起重機船遠征不在中とのことであった。</p> <p>・愛媛県内の業者が集中している松山市から現場までは、佐田岬を迂回し約150kmの回航が必要であるが、宇和島付近での港湾工事発注が殆どない現状において、この1件のみの受注では、回航費等経費が過分にかけ過ぎるため、敬遠される傾向にある。</p> <p>・公告期間中、他3者からの仕様書配布依頼があったが、作業船舶を確保できないとの理由から、入札に至らなかった。なお、中四国地方の多くの起重機船等所有業者は、東日本復興支援のため、東北地方へ遠征しており、作業船舶が不足しているとのことであった。</p>

その他	説明
・ 予定価格の算定の考え方	<p>予定価格の作成にあたっては、公表されている港湾土木請負工事積算基準等を参考とするとともに、資材等については、見積書を徴取し参考とした。</p>
・ 市場調査の状況	<p>市販されている建設物価、積算資料等の積算参考図書に掲載されていない物品等の価格については、複数者（3者以上）から見積書を徴取した。</p>
・ 競争性を確保するための方策	<p>競争性の確保のため、入札公告の掲示に併せ、第六管区海上保安本部ホームページにも入札公告を掲載した。</p>
・ 今後の対応	<p>船舶を使用するの土木工事業件は、工事価格相当の等級及び直近下位の等級で参加できるように、幅を広げて公告をしているが、今回のように参加者が少数ということが多いため、1者応札解消案として、今後はA等級も含めて公告することを検討する。</p>

抽出案件に関する主な説明

抽出契約件名： 「富津送信所ほか6箇所通信施設耐震診断業務」
 「新島ロランC局ほか1箇所施設撤去調査設計」
 「玉城送受信所ほか5箇所総合耐震診断」

抽出理由	説明
<ul style="list-style-type: none"> ・同一業者が受注しているが、工期も重複している。 主任技術者等々の有資格者の配置状況等、法令に遵守しているか。 	<p>建設コンサルタント業務等については、建設工事と異なり、技術者の専任配置について法令等の定めがないため、兼任についての制限は設けていないが、適切に業務を遂行するためには、工期の重複はあっても、技術者が実施すべき業務は請負者の良識に基づき、重複せず専念することが理想と思われる。このため、3契約の配置技術者、実行工程を確認したところ、同じ技術者が重複し配置されてはいるが、各々の現地調査は時期をずらして実施し、また診断、設計業務は工程を工夫しており、業務に支障の出る大きな重複は認められないものであった。</p> <p>本省では、建設コンサル業における低入札対策の新たな検討として、管理技術者の手持ち業務量の制限について試行が行われているところであるが、通常の手持ち業務量の制限は4億円かつ10件まで、低価格があった場合は2億円かつ5件までとなっており、当庁もこの動向に注視しているところである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断業務の積算は妥当に行われているのだろうか。 	<p>耐震診断業務の積算基準について国土交通省官庁営繕部に対して問い合わせたところ、耐震診断業務は建物ごとに構造体・建築非構造部材・建築設備のそれぞれについて診断することとなり、診断箇所が多種多様となることから積算基準を作るメリットが無いため、基準を作る予定は無く、また、実際の積算にあたっては、過去の類似した建物のケースも参考としているとのことであった。</p> <p>当庁には耐震診断業務の実績は少ないが、予定価格の作成にあたっては、複数の業者から参考見積を徴取して徹底した市場調査を実施するとともに、採用する単価及び工数の妥当性の確認を強化するため、他管区等の類似案件の状況を把握することで、より適切な予定価格の算定を図ることとしたい。</p>

その他	説明
<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の算定の考え方 	<p>定められた基準がないため、複数者(3者)からの工数見積を徴取し精査を行い、経費については、官庁施設の設計業務等積算基準を参考としている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市場調査の状況 	<p>複数者(3者)からの工数見積を取得した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・競争性を確保するための方策 	<p>「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について」によれば、入札参加資格は、「建設コンサルタント」のA等級であるが、過去の同種契約の入札参加者が少数であったことから、より競争性を確保するため、直近下位のB等級を含め「建設コンサルタント」のA又はBとした。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・今後の対応 	<p>予定価格の作成にあたっては、複数の業者から参考見積を徴取して徹底した市場調査を実施するとともに、採用する単価及び工数の妥当性の確認を強化するため、他管区等の類似案件の状況を把握することで、より適切な予定価格の算定を図ることとしたい。</p>

抽出案件に関する主な説明

抽出契約件名： 「小型貨物自動車1台買入」(第一管区)
「小型貨物自動車買入」(第七管区)
「小型貨物自動車6台買入」(第十一管区)

抽出理由	説明
<p>・3件とも日産自動車系の販社が落札しているが、一管区については4者応札で落札率は70%、七、十一管区については1者応札で落札率は97%以上である。入札公告等に違いがあるのか。</p>	<p>全契約とも総合評価落札方式で行っており、入札参加資格については、過去の契約実績及び七管区、十一管区については納入場所が離島であることから参加者が少数と見込まれたため全等級に拡大している。公告の内容については大きな違いは無かった。</p> <p>第一管区の落札価格について落札業者に確認したところ、北海道では同じ系列会社での競争相手が多いこと、納入車両がモデルチェンジ後間もなかったことから販売実績の確保を優先したこと、下取り車両が全国的に中古車需要の高い車種であったことが挙げられ、本契約による直接的な利益以外を重要視したことよることが判明した。</p> <p>七管区については、仕様及び環境基準に適合する車種の取り扱いが3者あったが、1者については仕様に見合った車種はあるものの、当庁の仕様書と比較しスペックが高いものであることから、販売価格も高額となることが予想されたため入札の参加を見合わせ、もう1者については、入札参加申し込み期限までに吉岐、対馬への納車手段の手配がつかなかったことから参加を見合わせたため、結果的に1者応札となった。</p> <p>十一管区については、仕様及び環境基準に適合する車種の扱いは2者あったが、1者について入札に参加しなかった理由を確認したところ、系列店(入札参加資格はもっていない)から適合車種を調達し納車する意向で調整を行っていたところ、調整がつかなかったため入札の参加を見合わせた、とのことであり、結果的に1者応札となった。</p> <p>また、両管区とも、参考見積書を徴取して予定価格作成の参考としているが、車体本体価格については各販売店ともに定価はないものの、参考見積書徴取の時点で業者の販売希望価格から2割程度値引きされており、落札希望価格に近い金額で参考見積書を提出してきたことから高落札率になったものと思料される。</p>

その他	説明
<p>・ 予定価格の算定の考え方</p>	<p>直近に同車種の購入実績が無いことから参考見積書を徴取し参考とした。</p>
<p>・ 市場調査の状況</p>	<p>一管区については、仕様及び環境基準を満たす車種を取り扱っている自動車販売業の2系列会社からそれぞれ2者ずつ参考見積書を徴取した。</p> <p>七管区については、仕様及び環境基準を満たす車種を取り扱っている1系列会社から2者の参考見積書を徴取した。</p> <p>十一管区については、仕様及び環境基準を満たす車種を取り扱っている2系列会社からそれぞれ1者の参考見積書を徴取した。</p>
<p>・ 競争性を確保するための方策</p>	<p>競争性の確保のため、入札公告を各管区の掲示板に掲示し、ホームページにも入札公告を掲載した。</p>
<p>・ 今後の対応</p>	<p>各部署の地域性を考慮の上、本庁調達の導入も含めた検討を行うこととしたい。</p>

抽出案件に関する主な説明

抽出契約件名： 「レーダー映像圧縮装置1台ほか7点製造」ほか9件

抽出理由	説明
<p>・ほとんどが単独であるが、この種の物は特注品なのだろうか。汎用品への移行は困難なのだろうか。</p>	<p>【本庁:物品の製造4件】 海上交通センター運営にあたって欠かすことのできないレーダーやAIS等を運用するために特別に発注した製造案件である。これらの特殊機能は海上交通センター以外では使用されないものであり、市場に流通している汎用品により実現することは困難である。</p> <p>以下、各機器で特別に仕様を作成している理由を記述する。 ①レーダー映像圧縮装置、伸張装置 本装置は、上限のある回線容量にあわせて、レーダー局からのエコーデータを圧縮して送信し、海上交通センターで復元するための装置である。エコーデータを圧縮して伝送する使用方法は他では例がないことから、特別に仕様を作成し発注する必要がある。 ②AIS運用卓 本装置は、AIS陸上局(送受信装置)を使った航行安全情報等の提供、AISを使った船舶の動静監視、複数のAIS陸上局の監視制御を行うものである。この業務は海上交通センター又は管区海上保安本部のみで行っており、他では行っていないことから、特別に仕様を作成し発注する必要がある。 ③管制記録編集装置 本装置は、事例研究及びシミュレーションによる運用管制官の訓練に使用するために、海上交通センターで発生した船舶事故等ヒヤリハット事例のデータを作成するものである。データ作成に必要なレーダー映像、AIS及びVHF音声データを既設装置から抽出するために必要な仕様を規定することから、特別に仕様を作成し発注する必要がある。 ④14GHz帯固体化レーダー装置 本装置は、電波を利用して船舶の動静を把握するものであるが、海上交通センターでは、特別に割り当てられたレーダー用の周波数(14GHz帯)を使用している。その周波数は特殊であり、汎用品がないことから、特別に仕様を作成し発注する必要がある。 なお、汎用品のレーダーとして船舶用の9GHz帯レーダーがあるが、それでは運用上必要な分解能が得られないことから、汎用品により実現することは困難である。</p> <p>【管区:役務の提供(装置改修及び整備)6件】 本案件の装置は全て本庁で調達を行い、同社が製造した物品(装置)である。装置を製造した業者がその装置に最も技術的に精通しており有利なことから、他の業者は経営判断で応札を敬遠していると考えられる。</p>

その他	説明
<p>・ 予定価格の算定の考え方</p>	<p>予定価格の算定にあたっては、参考見積書を徴収し参考としている。材料のうち一般汎用品については市場調査を行いその最低価格を採用した上で、海上保安庁電気・通信機器等製造積算基準等に基づき算定している。</p>
<p>・ 市場調査の状況</p>	<p>抽出案件の装置は一定の技術力を有する通信機器メーカーであれば製造可能な機器であることから、海外を含むメーカー複数社に対し、入札参加意志の有無、仕様上の参入障壁の有無を調査した。メーカーからは仕様上の参入障壁はないものの、経営判断により入札参加を見合わせる旨の回答があった。</p>
<p>・ 競争性を確保するための方策</p>	<p>抽出案件の装置については、新規に調達しようとする時点であらかじめ仕様書案について意見招請を行い、広く仕様に対する意見を募集したうえで調達公告手続きを行っている。さらに、調達公告時には、広く入札への参加を求めるために、入札参加資格を拡大(例:A等級⇒A又はB等級)している。 装置の改修・整備についても、広く入札への参加を求めるために、入札参加資格の拡大を行っている。</p>
<p>・ 今後の対応</p>	<p>より多くの入札参加者を確保するため、新規品の仕様書はもとより、仕様書的大幅な変更を行った場合にもメーカーに対し意見招請を行い、広く仕様に対する意見を求めるとともに、設計・開発の期間の確保も考慮し、早期発注に努める。</p>